

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十五年四月一日から六月三十日までとする。

平成二十五年九月二十四日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 池田 憲人

- 1 支援決定を行った件数  
四十六件
- 2 買取申込み等期間の延長を行った件数  
一件
- 3 支援決定を撤回した件数  
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額  
買取決定を行った対象事業者の概要
  - 一 宮城県沿岸部の製造業者（震災により建物及び設備が損壊）
  - 二 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊し、商品在庫も全て流出）
  - 三 宮城県沿岸部の介護事業者（津波により施設が流出）
  - 四 宮城県沿岸部の食肉卸売業者（津波により事務所、設備、ほぼ全ての資産が流出）
  - 五 宮城県沿岸部の食品製造業者（津波により本社工場、設備が流出）
  - 六 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社工場が全壊し、設備及び商品も流出）
  - 七 宮城県沿岸部の水産物販売業者（津波により建物全壊し、設備等も流出）
  - 八 宮城県沿岸部の小売業者（津波により建物が全壊し、備品及び在庫も流出）
  - 九 宮城県沿岸部の小売業者（津波により商品が流出し、設備も損壊）
  - 十 青森県沿岸部の娯楽業者（震災により設備が破損、間接被害による売上減少）
  - 十一 岩手県沿岸部の飲食業者（津波により店舗が全壊、調理用器具が流出し、営業用車両も廃車）

- 十二 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社工場が全壊し、原材料も流出）
- 十三 宮城県沿岸部の飲食業者（津波により店舗が浸水し、設備備品が一部損壊）
- 十四 宮城県沿岸部の食品製造業者（津波により店舗、工場、倉庫が全壊し、在庫も全て流出）
- 十五 福島県浜通りの製造業者（津波により工場、本社事務所が全壊）
- 十六 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により加工工場が全壊）
- 十七 宮城県沿岸部の製造業者（津波により工場一階部分が水没し、工場内設備が使用不能）
- 十八 宮城県沿岸部の小売業者（津波により売場及び工場が浸水）
- 十九 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社、工場、倉庫が全壊し、在庫も全て流出）
- 二十 宮城県内陸部の食品卸売業者（震災により建物が損壊、風評被害による売上減少）
- 二十一 青森県沿岸部の小売業者（震災による間接被害）
- 二十二 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所兼店舗、加工工場が全壊）
- 二十三 福島県中通りの小売業者（地震により店舗が及び商品が損壊）
- 二十四 岩手県沿岸部の小売業者（津波により事務所・倉庫が被災し、在庫も流出）
- 二十五 宮城県沿岸部の小売業者（津波により本社・店舗・工場が全壊し、在庫も流出）
- 二十六 宮城県沿岸部の印刷業者（津波により設備が損壊し、製品及び原材料が使用不能）
- 二十七 宮城県沿岸部の小売業者（津波により店舗が浸水し、商品が全て流出）
- 二十八 福島県中通りの不動産賃貸業者（震災により本社建物が損壊）
- 二十九 茨城県沿岸部の飲食業者（震災により店舗が全壊）
- 三十 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社建物及び倉庫が全壊し、各種設備や在庫も流出）
- 三十一 岩手県沿岸部の冠婚葬祭業者（津波により店舗が全壊し、在庫も流出）
- 三十二 岩手県沿岸部の自動車整備業者（津波により工場及び事務所が全壊）
- 三十三 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により製造設備及び在庫に甚大な被害）
- 三十四 宮城県沿岸部の酒類製造販売業者（津波により本社建物が倒壊、倉庫及び設備が損壊し、在庫も流出）
- 三十五 岩手県久慈市の製材業者（震災により設備が損壊）
- 三十六 福島県浜通りの宿泊業者（震災による建物損壊、原発事故の影響による売上減少）
- 三十七 茨城県南部の水産加工業者（震災により本社建物が一部損壊。出荷制限措置による売上減少）
- 三十八 栃木県南部の娯楽業者（震災により施設及び設備が損壊。竜巻による被害で修繕中施設が更に損壊）

- 三十九 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所、加工所及び冷蔵施設が全壊）
- 四十 長野県の宿泊業者（震災により施設が損壊。風評被害による売上減少）
- 四十一 岩手県沿岸部の小売業者（震災により在庫が滅失）
- 四十二 栃木県北部の不動産業者（震災により事務所が損壊。風評被害による売上減少）
- 四十三 宮城県沿岸部の運送業者（津波により本社事務所及び工場が全壊し、車両も流出）
- 四十四 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場及び設備が損壊）
- 四十五 宮城県沿岸部の製造業者（津波により工場が浸水し、設備類も全て使用不能）
- 四十六 岩手県沿岸部の小売業者（津波により二店舗が被災し、建物及び倉庫が全て流出）
- 四十七 岩手県沿岸部の運送業者（津波により所有トラック及びトレーラーが流出）
- 四十八 宮城県沿岸部の製造業者（津波により事務所が全壊、工場も大規模な損壊を受け、商品が流出）
- 四十九 宮城県仙台市の飲食業者（震災により店舗内設備が損壊）
- 五十 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場及び設備が損壊し、在庫も流出。風評被害による売上減少）
- 五十一 岩手県沿岸部の建設業者（津波により本社事務所が浸水し、器具及び備品が流出）
- 五十二 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所及び工場が全壊）
- 五十三 岩手県沿岸部の自動車修理販売業者（震災により事務所が損壊、津波により営業用車両が流出）
- 五十四 青森県沿岸部の製造業者（震災により機械等設備が損壊）
- 五十五 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により施設、設備及び商品が流出）
- 五十六 宮城県沿岸部の運送業者（津波により本社事務所及び車庫が損壊。業務用車両も大半が流出）
- 五十七 青森県沿岸部の建設業者（震災により受注キャンセルが相次いだことで売上減少）
- 五十八 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊流出）
- 五十九 宮城県沿岸部の建設業者（津波により自宅兼事務所が全壊し、重機等の設備も流出）
- 六十 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所、工場及び設備が全て流出）
- 六十一 福島県中通りの飲食業者（震災により店舗及び設備が損壊。原発事故の影響による売上減少）
- 六十二 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊し、在庫等も流出）
- 六十三 宮城県仙台市の倉庫業者（震災により営業所、倉庫及び設備が損壊）
- 六十四 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により設備が損壊。ライフライン切断により在庫破棄）
- 六十五 福島県中通りの農産物加工・卸売業者（原発事故の影響による風評被害で売上減少）

六十六 青森県沿岸部の水運業者（震災により所有する船舶が全壊）

六十七 福島県中通りの製造業者（原発事故の影響による風評被害で売上減少）

六十八 宮城県仙台市の理容業者（震災によりシャンプー台等の店舗内設備が損壊）

六十九 岩手県沿岸部の菓子製造販売業者（津波により本店及び支店が全壊）

買取りに係る債権の元本総額

八十九億七千三百三万八千円

5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額（債務の株式化等による場合にあつては、現物出資された債権の元本総額）

出資決定を行った対象事業者の概要

一 宮城県沿岸部の製造業者（震災により建物及び設備が損壊）

二 青森県沿岸部の水産加工業者（津波により設備及び在庫が流出）

出資総額

四千万円

6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

債務の免除を行った件数

二十六件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

三十億八千三百四十三万五千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

二十億五千九十二万七千円

7 一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

該当なし